

こどもの居場所持続応援事業補助金 募集要領

1 趣旨

県では、安全で安心できる「こどもの居場所」が持続して安定的な運営が図られるよう、①こども食堂の運営体制や機能の強化につながる取組、②地域ネットワークによる広域的な活動強化の取組、③寄付食材を効率的に保管・配送するための拠点整備の取組を支援します。

2 補助金の対象となる事業

(1) こども食堂の運営体制や機能の強化

こども食堂の運営における課題に対し、持続的・効率的運営体制の強化に資する取組や、こども食堂本来の役割（食事の提供）に加えこどものすこやかな成長につながる体験の提供など、日頃の「こども食堂」活動で把握したニーズに対応するこども支援の取組

（取組例）

- ・ 食事の提供というこども食堂本来の役割に加え、学習支援や農業体験、地元食材を活用したこどもの食体験など、各種体験活動の実施
※食育体験で使用する食材費や、これからの運営につながる若者ボランティアの交通費などは対象経費に含みます。
- ・ こども食堂の持続的・効率的運営につなげるため、運営費の低減につながるレシピを開発する。
一例）食材の有効活用や時短調理など、運営効率化につながる勉強会の開催
- ・ 地域における協力者の開拓（食材調達加算）
一例）地域の農家や商店など関係の構築を図る。
こども食堂の活動をPRするため、リーフレットの作成など情報発信を行う。

ア 対象事業者

「こども食堂」一覧（県ホームページ）に掲載された「こども食堂」の運営団体
※第1次募集、第2次募集、それぞれ35団体程度の採択を予定
※上記に加え、食材調達に関する取組を行う団体については、別途加算あり。
15団体程度の採択を予定

イ 対象経費

対象事業に直接必要な経費（報償費、旅費、消耗品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料）

ウ 補助金額

- ・ 補助率 定額
- ・ 補助上限額 1 団体あたり 1 2 万円
食材調達加算
1 団体あたり 1 2 万円

エ 主な補助要件

- ・ こども食堂を、原則、月 1 回以上定期的に開催すること。
- ・ 主な支援対象が、こどもたち（子育て世帯を含む）となる取組であること。

(2) 地域ネットワーク化の促進

新たにグループを構成した団体が行う運営持続のための相互支援や広域開催などの取組に加え、既にグループを構成している団体が行うネットワーク強化につながる取組（取組例）

- ・ こども食堂の共同開催
- ・ 共同でのイベント開催
- ・ 食材提供など、運営を支援してくれる者を開拓する。（食材調達加算）
一例）運営支援者を開拓するため、企業や団体などとの関係の構築を図る。
- ・ ネットワークの活動を P R するため情報発信を行う。（食材調達加算）
一例）活動を広く知ってもらうため、リーフレットを作成する。

ア 対象事業者

「こども食堂」一覧（県ホームページ）に掲載された「こども食堂」の運営団体で構成される地域ネットワーク（以下「グループ」という。）

※所属する団体は概ね 5 以上とし、代表者が同じ団体は、1 団体として数える。

1 0 グループ程度の採択を予定

※上記に加え、食材調達に関する取組を行うグループについては、別途加算あり。

5 グループ程度の採択を予定

イ 対象経費

対象事業に直接必要な経費（報償費、旅費、消耗品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料）

ウ 補助金額

- ・ 補助率 定額
- ・ 補助上限額 1 グループあたり 2 0 万円
食材調達加算
1 グループあたり 1 2 万円

エ 主な補助要件

- ・グループを構成するこども食堂は、原則、月１回以上定期的に開催すること。
- ・対象事業の実施のみを目的とするのではなく、日頃から課題共有等の連携を行っているグループであること。

(3) 食材の配送・保管拠点整備

寄付食材が行き届きにくい地域のこども食堂が、共同で利用する冷凍庫の新規整備など、寄付食材の効率的な配分を行うための拠点整備の取組

ア 対象事業者

①前述(2)のグループ、②こども食堂への支援を目的とする中間支援団体（以下「こども食堂支援団体」という。）及び③食材保管等のこども食堂支援に取り組む事業者（以下「こども食堂協力事業者」という。）

※２グループ程度の採択を予定

イ 対象経費

- ・地域のこども食堂が、物資を共同保管するための倉庫の新規整備、増改築
- ・こども食堂に対し、生鮮食品、冷凍食品の保管協力をするための冷蔵庫・冷凍庫の新規整備、増改築
- ・その他、継続的な物資の提供に必要となる施設や機械等の整備

ウ 補助金額

- ・補助率 定額
- ・補助上限額 １グループ等あたり７５万円

エ 主な補助要件

- ・グループを構成するこども食堂は、原則、月１回以上定期的に開催すること。
- ・こども食堂協力事業者は、こども食堂支援団体又はグループと連携していること。

3 応募方法等

(1) 必要書類

- ア 応募申込書（別紙１）
- イ 事業計画書（別紙２、別紙２－２）
- ウ 団体の概要（別紙３）
- エ 概算見積書やカタログなど、経費の内容がわかるもの。
- オ その他、事業計画や団体の概要を補足する資料（様式任意）

(2) 応募方法

3 (3)の提出先に「郵送、持参又は電子メールのいずれかの方法」で提出すること。

(3) 提出先

徳島県 こども未来部 こども家庭支援課（ひとり親家庭・居場所づくり担当）

○ 所在地：徳島県徳島市万代町1丁目1番地

○ 電話番号：088-621-2715（直通）

○ FAX番号：088-621-2843

○ メールアドレス：kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp ※左記アドレスは、4/1 から

(4) 募集期間等

○「こども食堂の運営体制や機能の強化」

（第1次募集）

・募集期間

令和7年4月7日（月）から5月7日（水）午後5時まで（必着）

・補助対象期間

交付決定日から令和7年9月30日（火）までとします。

ただし、5月7日までに適正な申請書をご提出いただいた場合は、

4月1日から9月30日までの期間を対象とします。

（第2次募集）

・募集期間

令和7年6月9日（月）から7月9日（水）午後5時まで（必着）

・補助対象期間

令和7年10月1日（水）から令和8年2月20日（金）までとします。

※令和8年2月20日までに完了（経費の支払い、県への実績報告等）
することが可能な取組が対象となります。

○「地域ネットワーク化の促進」「食材の配送・保管拠点整備」

・募集期間

令和7年4月7日（月）から6月9日（月）午後5時まで（必着）

・補助対象期間

交付決定日から令和8年2月20日（金）までとします。

※令和8年2月20日までに完了（経費の支払い、県への実績報告等）
することが可能な取組が対象となります。

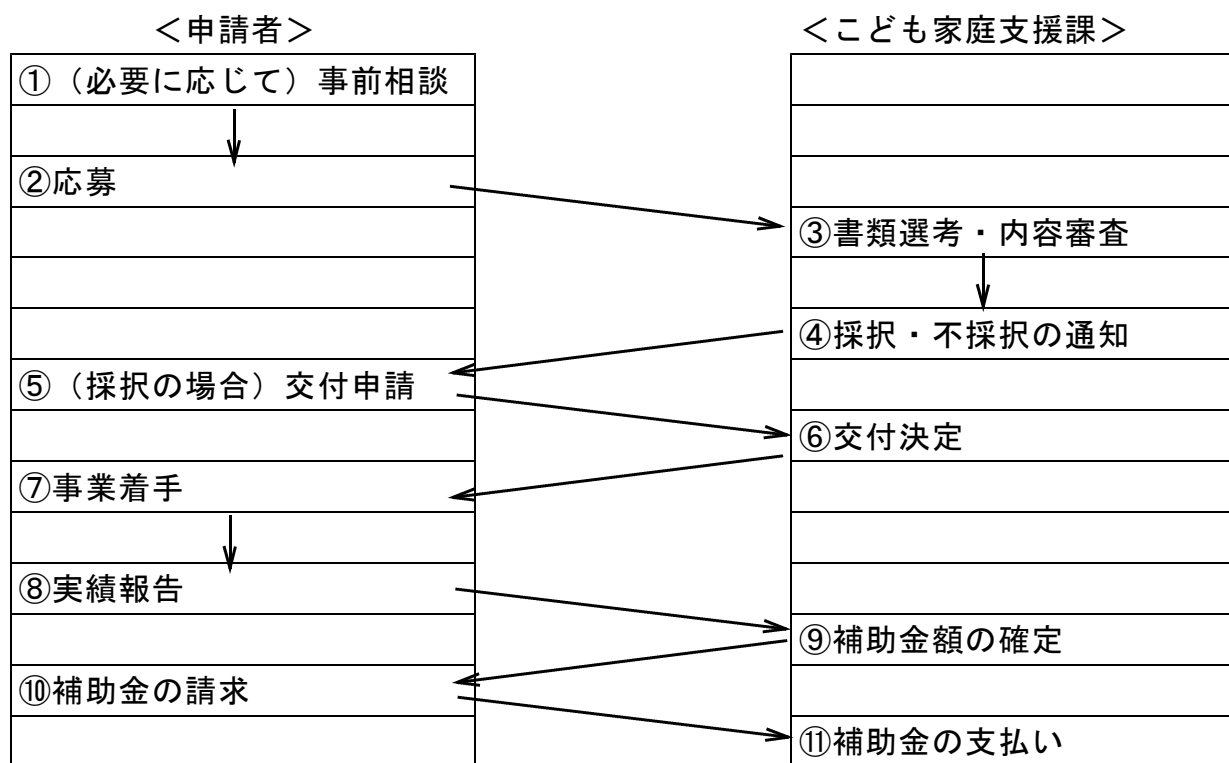
4 補助事業者の決定方法

補助対象事業者の決定については、応募申込みの締切後、応募事業者から提出していただく「3（1）必要書類」にて、書類選考・内容審査の上、決定します。

なお、審査結果については、全ての応募事業者に文書で通知します。

※ 応募をもって当然に助成対象になるものではありません。また、助成決定額が希望額よりも減額となることもあります。

5 補助金申請の流れ



6 留意事項

- ・申請にあたっては、原則、団体名義の口座が必要となります（グループ名義の口座がない場合は、別途御相談ください。）
- ・定例のこども食堂の開設や運営のための経費は対象になりません。ただし、当事業で、持続的・効率的運営につなげるためのレシピの開発や体験活動で要する食材費は助成対象とします。
- ・この支援金と同一目的とした県又は県以外からの助成団体に採択されている場合は、対象外とします。
- ・採択団体の選考にあたっては、優先採択枠として、【既に困難な状況にあるこどもたちや保護者と繋がっている運営者の自主性を尊重した取組を積極的に支援する「こどもつながり提案枠」】と、【若者のこども食堂への関わりを積極的に支援する「若者つながり提案枠」】を設定します。